

北海道穂別高等学校 危機管理マニュアル・業務継続計画

令和8年6月改訂

【参考資料】

北海道教育委員会(平成31年2月)発行「学校における危機管理の手引き(改定第3版)」追録も含む
文部科学省(平成30年2月)発行「学校の危機管理マニュアル 作成の手引き」改訂も含む

～はじめに～

1 リスクマネジメント

危機を予測して、危機の未然防止に向けた取組をすることが一番大切である。

2 クライシスマネジメント

事故が起きたとき、どう対応するのか？「さしすせそ」で覚えよう！

さ…最悪の事態を想定して対応する

し…慎重に対応する

す…素早く対応する

せ…誠意を持って対応する

そ…組織で対応する



3 その時は、誰が、どこで、どうする？

(1) 校長不在時

代行順位 … 1 教頭 2 事務長 3 教務部長 4 生徒指導部長 5 進路指導部長

職員の参集体制 … 通常時～本校職員室

災害時～むかわ町立穂別小学校、生徒確認後むかわ町穂別総合支所

(2) 校舎使用不可の際の代替施設

避難場所：むかわ町立穂別小学校、

業務推進：むかわ町穂別総合支所

(3) 電気、水、食料等

電 気…体育館付設シャワー棟に発電機あり

水・食料…事務室内物品庫に有り

(4) 災害時にも繋がりがやすい多様な通信手段

職員個人の携帯電話の活用

携帯電話不通時のSMS、LINEの活用

(5) 重要な行政データ

Sドライブに保管

(6) 非常時優先業務

ア 生徒(自宅生・寮生)、及びその家族の安全確認、状況等の把握

イ 職員、及びその家族の安全確認、状況等の把握

ウ ライフラインの状況確認

エ 校舎内外の安全確認、業務遂行の程度(電気・水・暖房・食料等)確認



【目次】

P1 はじめに
 P2 目次・情報の収集について
 P3 情報の発信について・関係機関電話番号一覧
 P4 (1)危機管理のフローチャート
 P4 地震 P5 火災 P6 不審者 P7 予告電話等
 P8 (2)様々な事故や急病時の救急体制と事故発生時の対応
 P16 (3)非常時の組織体制
 P17 (4)大地震・大規模噴火時の対応策
 1 震度5以上の大震災・大噴火が発生した場合の動き
 2 職員の対応 3 避難所開設協力 4 学校再開に向けて
 5 報告について 6 生徒へのケアについて
 P22 (5)気象条件悪化(大雨、洪水、台風等)への対応
 P25 (6)Jアラートへの対応
 P26 (7)ヒグマ対策
 P26 (8)個人情報の保護について
 P27 (9)日常の備え
 P29 (10)令和8年度 教職員緊急連絡網

【情報の収集について】

むかわ町の情報 むかわ町からのお知らせや、防災情報、各種行事の情報などを発信しています。

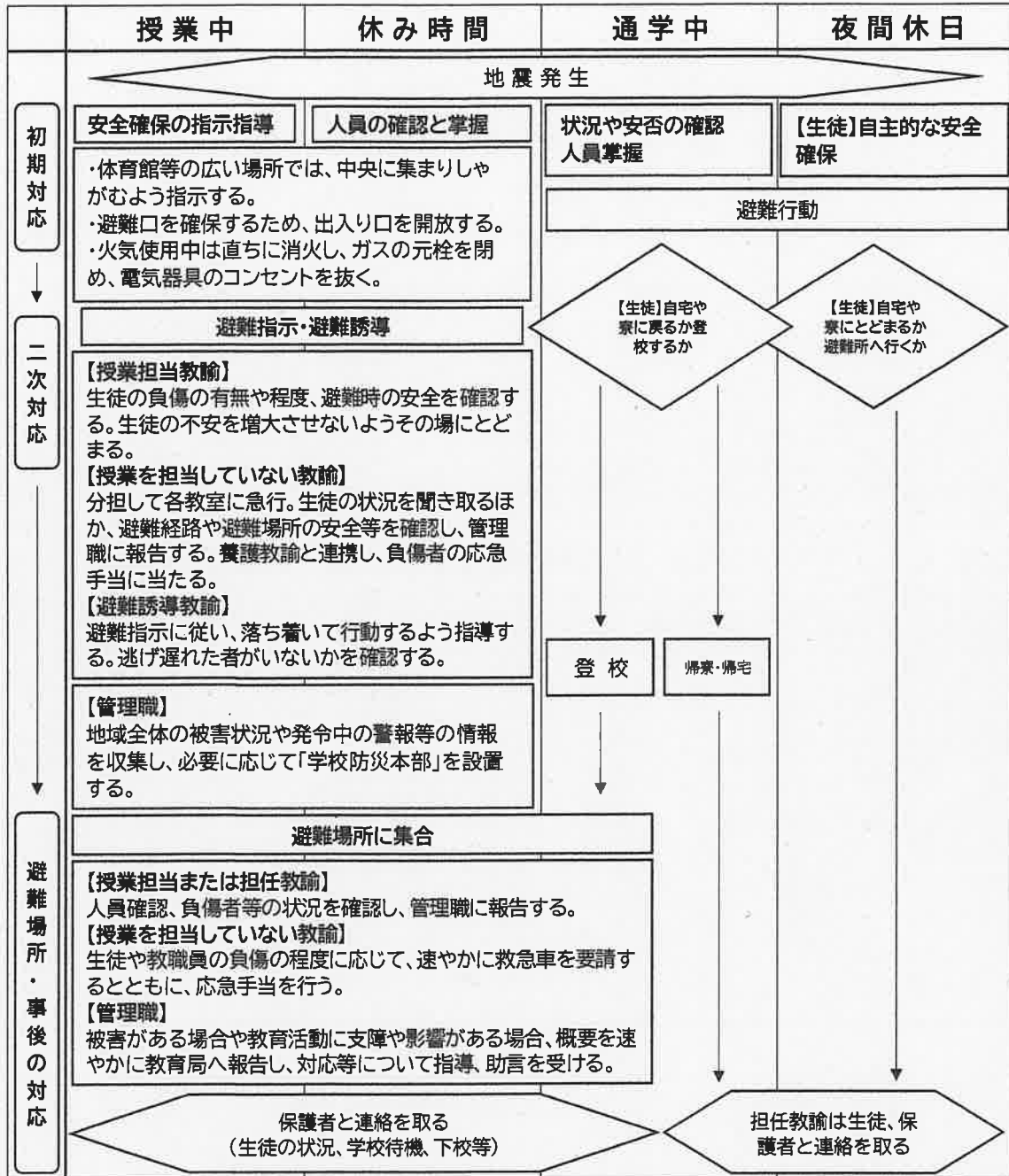
<p>ホームページ http://www.town.mukawa.lg.jp/</p> 	<p>LINE ID: @mukawa</p> 	<p>スマホアプリ 「むかわ町地域情報」</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="font-size: small; text-align: center;">for iPhone/iPad for Android</p>	<p style="font-size: small;">アプリ「JC-smart」をダウンロードして「むかわ」を選んで使います。</p>  <p style="font-size: x-small;">①アプリを起動 ②利用規約に同意し、選択画面から「むかわ」を選択</p>
---	---	--	--

<p>Yahoo! 防災速報アプリ</p> <p style="font-size: x-small;">アプリをダウンロードするとむかわ町の気象情報、避難情報、河川情報等を知ることができます。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;">   </div> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">for iPhone/iPad for Android</p>	<p>NHK NHKニュース・防災アプリ</p> <p style="font-size: x-small;">NHK公式のアプリ。マップ上で雨雲や台風、河川情報をチェックでき、ライブ放送の同時提供もあります。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;">   </div> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">for iPhone/iPad for Android</p>	<p>防災情報全般 <small>(警報・注意報/地震/竜巻など)</small></p> <p>北海道防災ポータル http://www.bousai-hokkaido.jp/</p> 	<p>気象情報</p> <p>室蘭地方気象台気象庁</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: x-small;"> <div> <p>PC・スマホ版 https://www.jma-net.go.jp/muroran/</p> <p>気象庁サイト スマホ版 https://www.jma.go.jp/jma/</p> </div>   </div>
<p>道路情報</p> <p>北海道地区 道路情報 http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/</p> 		<p>防災情報</p> <p>国土交通省 防災情報提供センター https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaljoho/</p> 	

(1)危機管理のフローチャート

※【通常の学校管理下を想定】

【地震】



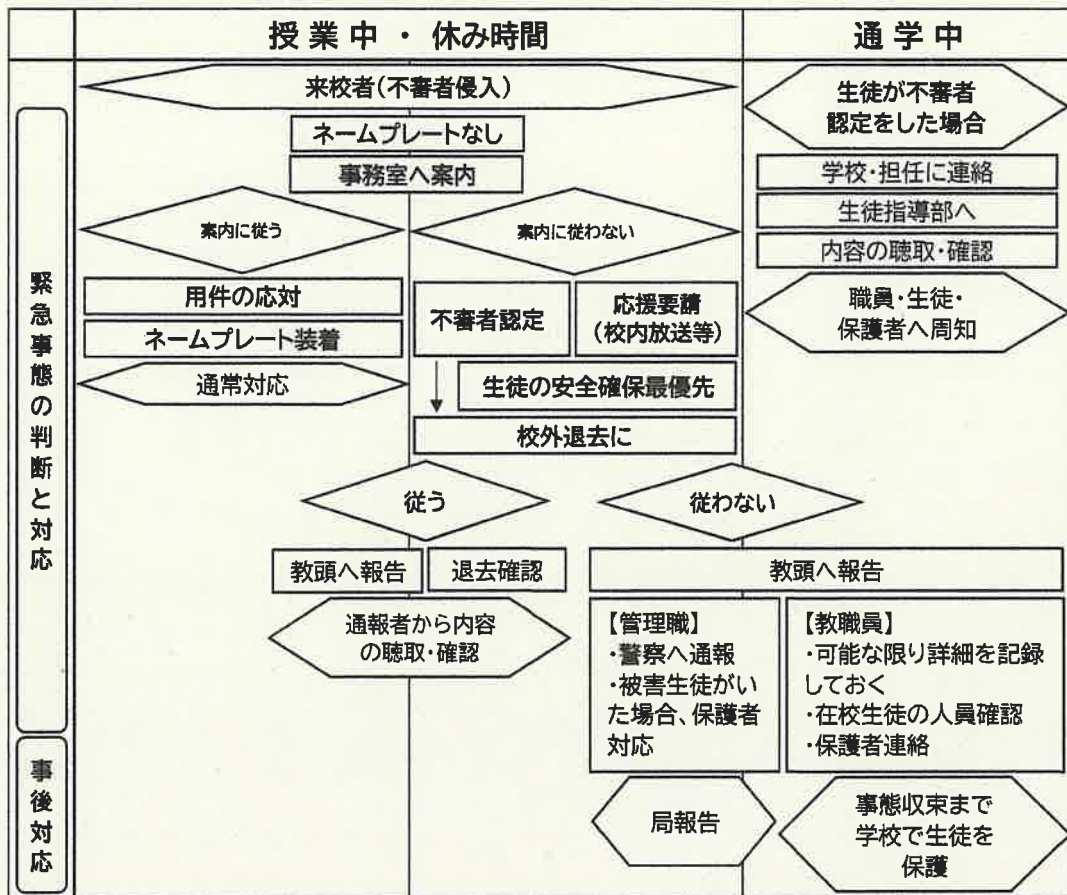
【火災】

	管理職	発見者	その他の教諭	授業担当教諭
初期対応	火災発生			
	発見者：周囲に知らせる			
	火災報知器始動 119番通報 避難の判断	発生場所を確認し管理職に報告。可能であれば初期消火を行う。		教室の窓を閉め、生徒の動揺を抑え、避難準備をする。
避難指示	校内放送で避難指示 (火災発生場所、避難経路、避難場所)	避難誘導と安全確保 ・逃げ遅れた生徒がいないか確認する。 ・配慮を必要とする生徒の避難をサポート。 ・重要書類等の搬出。		避難誘導 ・生徒を落ち着かせ、指示に基づき、姿勢を低くし、ハンカチを口に当てて避難するよう指示。
避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・人員、負傷者等を確認して管理職に報告する。 ・生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに応急手当を行う。 			
	教育局へ報告	保護者と連絡を取る (生徒の状況、待機、下校の判断等)		

【避難誘導時に指示すること】



【不審者等による緊急事態発生】



【不審電話、予告電話等の対応】

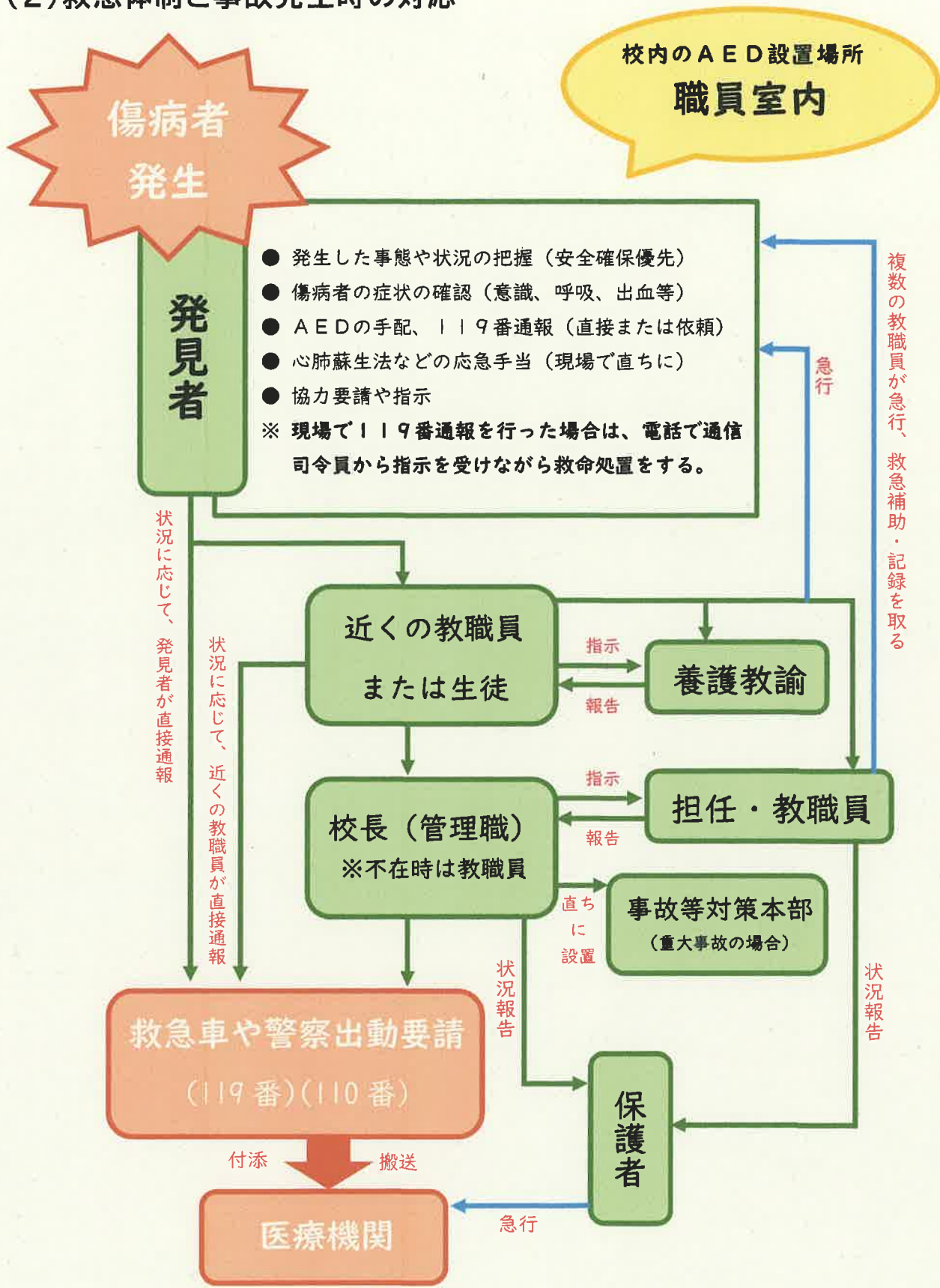
	不審電話	爆破予告	自殺予告
発生時の対応	不審な問い合わせ	爆破予告察知	自殺予告通知
	教頭へ報告	教頭へ報告	教頭へ報告
	内容等の確認	予告内容等の確認	状況等の確認
	必要に応じて ・折り返し電話による問い合わせ確認 ・問い合わせに応じない対応	必要に応じて 【管理職】 ・警察へ通報し指示を受け、警戒を依頼する ・全教職員に状況を説明し、生徒の安全確保のための対応をとる 【避難行動】 生徒を安全な場所へ避難誘導し、安全確保を図る	保護者連絡 面談 必要に応じて 専門機関へ
局へ報告	局へ報告	局へ報告	
事後の対応		<ul style="list-style-type: none"> ・下校方法を検討、決定する ・保護者に連絡し、状況の概要説明を行い下校（引き渡し等）への協力を依頼する 	
		局へ報告	

【爆破等の予告電話に対する対応方針】

- (1) 生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する。



(2) 救急体制と事故発生時の対応



医療機関への連絡と救急車の要請

▶ 近隣医療機関 : むかわ町国民健康保険穂別診療所
0145-45-2121

▶ 救急車 : 119番

電話の内容

『 誰が、いつ、どこで、どこを、どうした、なぜ 』

『 現場の位置、目標物、道順 』

『 通報者の氏名、電話番号 』

『 現在の状態と処置の状況について 』

『 当面の応急処置についての指示を仰ぐ 』

校外学習での救急体制

- 1 集団宿泊的行事を実施する際は、引率教師の中から救護担当者を決め、緊急事態が起こったときの適切な措置ができる体制づくりを事前に確立する。
- 2 交通事情、連絡方法、救急病院への依頼等、調査・準備を行う。
- 3 万一、事故が発生したときは適切な応急処置を行う。他の教師は、生徒が動揺しないように人員の把握と冷静な指示を与える。
- 4 引率責任者は、学校（管理職）へ事故の状況を急報し、旅行を継続するか、日程を変更するか等の指示を受ける。
- 5 以後の連絡方法・時間等、緊密に連絡がとれる状況をつくり、詳細を記録する。
- 6 結果の反省と、安全管理の内容や指導のあり方について再検討し、類似した事故の再発を防止する。

汚物の処理消毒方法

保健室に汚物処理セットを取りに行き、その中の指示に従って処理を行う。

- 1 換気のため、窓を開ける。
使い捨てのエプロン、マスク、手袋を着用し、汚物中のウイルスが飛び散らないように、サットクリーン（吐瀉物・汚物処理パウダー）を糞便や吐瀉物にまんべんなく充分、振りかける。1分程度で固まった後、ペーパータオル等で静かに拭き取る。
 - 2 糞便や吐瀉物を拭き取った後や、多数の人が触れるドアノブや蛇口などは、消毒液で浸すように拭き取り、その後、水拭きをする。
 - 3 拭き取りに使用したペーパータオルなどは、ビニール袋に密閉して廃棄する。
この際、ビニール袋に廃棄物が充分に浸る量の消毒液を入れる。
- ※ 処理の際は、しぶきなどを吸い込まないように充分注意すること。また、終了後は丁寧に手洗い、うがいをすること。

食物アレルギー対応

【対応実践までの流れ】

食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には入学時に把握した時点から対応が開始されるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容
1. 配慮が必要な生徒の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・入学事前説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るように促す。 ・入学式に回収した保健調査票の記載を確認する。
2. 対象生徒の保護者へ管理指導表の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合は、学校が保護者に管理指導表を配布し、学校への提出を要請する。
3. 校内体制確立までの準備	<ol style="list-style-type: none"> ① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が学校に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出
4. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的準備	<ul style="list-style-type: none"> ・校長、教頭、学級担任、養護教諭、管理指導表に基づき、学校としての取組を検討する。 ① 対象生徒の病型・症状等に応じた緊急体制の確認 ② 医療機関・保護者との連携
5. 保護者との面談	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内での取り組み、緊急体制について、保護者と共有する。
6. 教職員の共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ・校内での職員研修の実施
7. 来年度に活用する管理指導表の配布等	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮・管理を継続する生徒の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。

【当事者以外の生徒に対する説明】

アレルギー疾患の生徒への取り組みを進めるに当たっては、他の生徒からの理解を得ながら進めていく。その際、他の生徒に対してどのような説明をするかは、当事者である生徒及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

食物アレルギー発生時の緊急対応

発見者＝観察者

- ・ 子供から離れず観察
- ・ 助けを呼ぶ
- ・ 緊急性の判断
- ・ エピペン®、AEDを指示

アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）

原因食物を食べた（可能性を含む）

原因食物に触れた（可能性を含む）

呼びかけに反応がなく、呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う

<緊急性が高いアレルギー症状>

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
 - 声がかすれる
 - 犬が吠えるようなせき
 - 息がしにくい
 - 持続する強いせき込み
 - ぜーぜーする呼吸
- (ぜん息発作と区別できない場合を含む)

消化器の症状

- 我慢できない腹痛
- 繰り返し吐き続ける

一つでもあれば

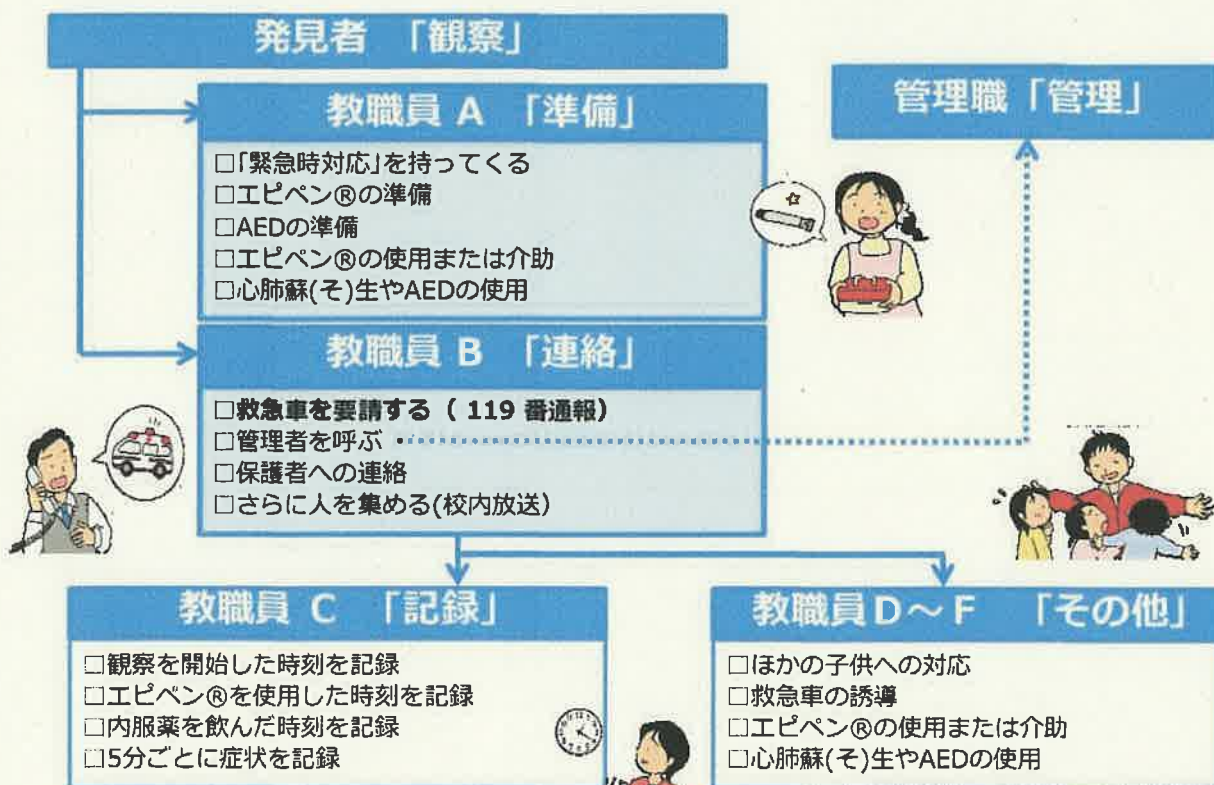


緊急性が高い
13の症状

緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

文部科学省・（公財）日本学校保健会



文部科学省・（公財）日本学校保健会
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

熱中症の予防

【熱中症予防の留意点】

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ・急激な暑さ：季節の変わり目などにおいて、急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・体力、体格の個人差：肥満傾向、体力の低い生徒には注意する。 ・健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ・暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ・衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ・水分補給：0.1%～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ・休憩のとり方：激しい運動では、30分に1回の休憩が望ましい。

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

【暑さ指数（WBGT）を用いた活動判断】

暑さ指数：気温、湿度、日射、輻射、風（気流）などの要素を取り入れた指標。
単位は「℃」（表は単位省略）。

【暑さ指数（WBGT）の把握】

(1) WBGT 計の設置場所	①職員室 ②体育館 ③HR 教室
(2) WBGT 計の確認	6月～9月までの間、可能な限り1日2回確認し、職員室サーバー内に入力する。
(3) その他	体育、家庭科等で校舎外での活動をする際は、必ずWBGT 計を持参する。

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安	熱中症予防運動指針
31℃以上		運動は原則中止 特別の場合以外は運動中止。
28～31℃	全ての生活活動で起こる危険性	厳重警戒（激しい運動は中止） 激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩を取り水分・塩分補給。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	警戒（積極的に休憩） 積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分補給。 激しい運動は、30分おきくらいに休憩。
21～25℃	強い生活活動で起こる危険性	注意（積極的に水分補給） 熱中症の兆候に注意。 運動の合間に積極的に水分・塩分補給。
21℃以下		ほぼ安全（適宜水分補給） 適宜水分・塩分の補給必要。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※ 暑さ指数(WBGT)の数値については、「熱中症予防情報サイト」(環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>



※ 学校としての対応は、教頭、教務部長、生徒指導部長、養護教諭、他、関係職員協議の上、管理職が決定する。決定後は、全教職員を職員室へ集め、周知する。緊急性がある場合は、校内放送等を利用して適宜発信する。

「熱中症警戒アラート」が発表された時の対応

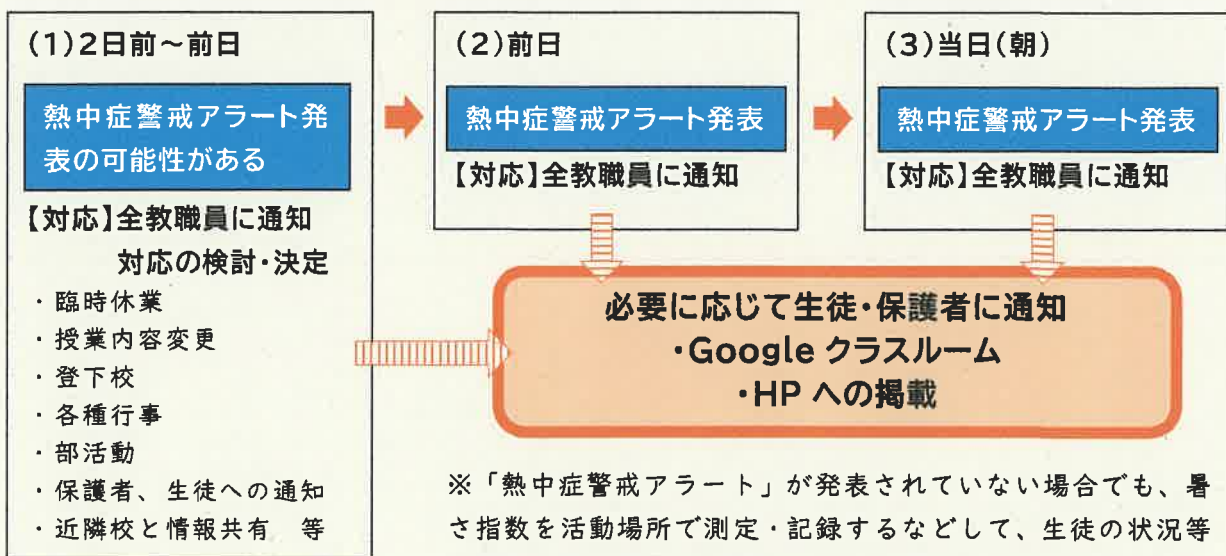
「熱中症警戒アラート」とは…

環境省が、「熱中症予防情報サイト」において、発表対象地域内の暑さ指数(WBGT)算出地点のいずれかで、日最高暑さ指数を33以上と予測した場合に発表(参考:「熱中症環境保健マニュアル2022」(環境省))

◎「熱中症警戒アラート」が発表されたときには、暑さ指数、生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案し、臨時休業の実施を検討する。

(根拠:北海道立管理規則第27条第28条)

- 環境省の「熱中症予防情報サイト」により、自校の所在地または近隣地域における暑さ指数予報を確認する。
- 登下校時の安全が確保でき、空調設備が整備されているなど、暑熱環境の危険性を低くできる場合には必ずしも臨時休業とする必要はなく、状況に応じて判断する。



※「熱中症警戒アラート」が発表されていない場合でも、暑さ指数を活動場所で測定・記録するなどして、生徒の状況等に応じて日常生活や運動の実施の可否を判断するとともに、下校時間の繰り上げ等の措置を検討する。

熱中症の応急処置

熱中症を疑う症状はありますか？

めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・
倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温

はい

呼びかけに応えますか？

例)・肩などをたたき、名前を呼ぶ
・「聞こえますか？」と聞く

いいえ

<対応>

- 救急車を呼ぶ
- 積極的に身体を冷やす
 - ・氷のう等があれば、頬、手のひら、首、脇の下、太ももの付け根を集中的に冷やす。
 - ・衣服を水でぬらし、風を送る
 - ・スポーツによる労作性熱中症の場合、ホースなどで全身に水をかけ続ける。

はい

<対応>

- 涼しい場所へ避難
(日陰・風通しの良い場所・冷房の効いている場所)
- 服をゆるめ身体を冷やす

はい

水分を自力で摂取できますか？

吐き気・嘔吐がある、意識がいつもと違う場合は自力で摂取できないと判断する。
・すでに胃腸機能が低下しているため、口からの水分補給は禁物
・気道に飲料水が流れ込むリスクがある。

いいえ

速やかに

<対応>

- 医療機関へ
- <持参するもの>
 - ・保健調査票(指導部ロッカー内)
 - ・携帯電話
 - ・現金
 - ・該当生徒の上着、外靴、鞆
 - ・メモ帳、筆記用具等

はい

<対応>

- 水分・塩分を補給する(冷たい飲み物推奨)
 - ・経口補水液、スポーツドリンク・水
 - ・お茶(麦茶)等

症状がよくなりましたか？

いいえ

速やかに

はい

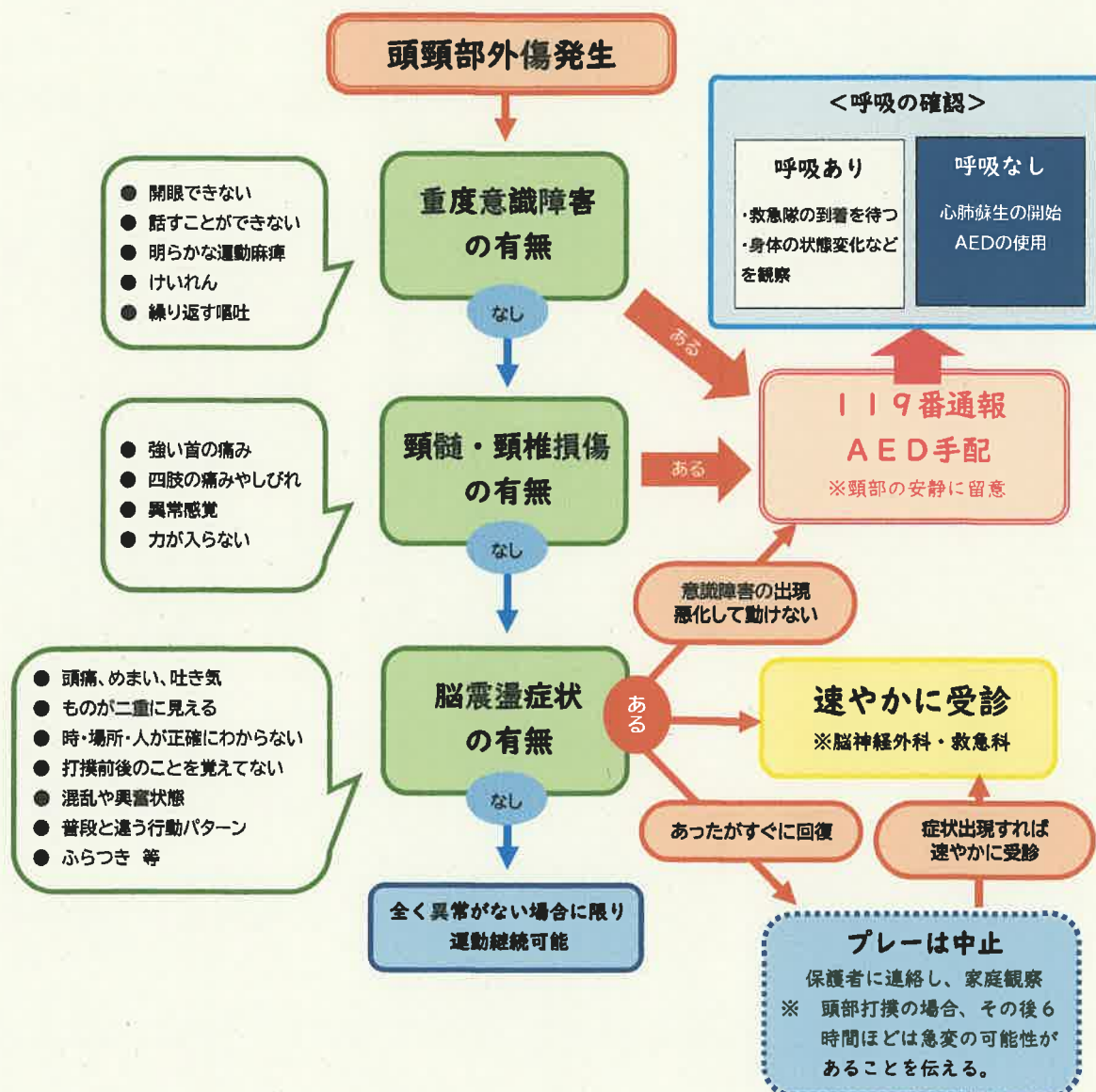
<対応>

- 安静・休息・回復したら帰宅
 - ・処置によって症状が改善した場合でも、当日のスポーツ参加は中止
 - ・少なくとも翌日まで経過観察が必要

頭頸部外傷の応急処置

【頭頸部外傷を受けた（疑いのある）生徒の対応における留意点】

- 1 意識障害を見極める。
 - ○応答がない時、話し方や動作・表情が普段と違う時は、意識の障害があると考える。
 - 意識を一時的に失う、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛・吐き気・嘔吐・めまい・手足の痺れや力が入らない等の症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける。
- 2 外傷後、少なくとも24時間は観察が必要。保護者に家庭での観察を依頼する。
- 3 頸部に痛みを訴える、手足の動きが悪い、感覚がない又は痺れる、呼吸がしづらい等の症状がある場合、頸椎や頸髄損傷を起こしている可能性がある。
 - ○速やかに救急要請をする。気道確保を最優先とし、意識がない場合は、まず、そのままの位置で呼吸を確認する。
 - うつ伏せに倒れている場合は、人手が揃うまでそのままの位置で観察する。
 - 仰向けの場合は、頭側に回り両手で頭部を支えるようにして固定する。



(3)非常時の組織体制

災害対策本部 本部長：校長 副本部長：教頭・事務長

本部員：下図●○

本部：校長室

学級担任は職員室に常駐し、生徒情報の収集と本部連携

役割・担当(●チーフ)	課業日の震災時対応	課業日以外の震災時対応
総務 ●教頭・事務長 ○教務部長	情報収集と対応策の決定、対応状況の記録 学校職員の被災状況等の情報収集 ※被災職員対応 ▼応急教育計画、学校(授業)再開	
通報・連絡 ●教頭・事務長 ○教務部長 教務部	町内官公庁との連絡・調整(バスの運行状況確認) 胆振教育局との連携	
救助・救護 ●事務長 ○生徒指導部長 養護教諭 生徒指導部	校舎内の破損確認・安全確保 危険回避対応 行方不明者の捜索(該当する時) 救護所の設置と対応 救急隊への連絡・連携 ▼心のケアの体制整備	校舎内の破損確認 危険回避対応
避難・誘導・安否確認 ●進路指導部長 学級担任	生徒避難誘導と生徒状況の把握 生徒の下校手段の確認と保護者 への引き渡し(帰宅確認) 校舎残留生徒の安全確保と指導 ▼臨休の生徒状況の把握 ▼ホームルームの再開計画	生徒不在時は生徒の安否状 況、被災状況等の把握・集約 臨休の生徒状況の把握
消火・搬出・復旧 ●教務部長 事務主任 教務部 事務職員	出火状況の確認と初期消火、出火防止活動(ガス・薬品等) リストに基づく「非常持出」の搬出や管理 ▼施設・教室等の復旧 教材・教具等の確保	
警備 ●生徒指導部長 生徒指導部	初期消火対応 近隣地区(通学路を含む)の状況確認 避難者一次対応(安全な場所で待機させる) 避難所開設・運営の協力 避難所設置後の生徒対応 ▼学校再開後の安全確保並びに生徒指導計画	
避難所対応 ●事務長 ○教頭 進路指導部	避難所設置・廃止時の町役場担当部局との対応 避難者二次対応(避難所開設・運営) ※基本的には町役場が主体となる	
留意事項	▼学校(授業等)再開に向けての動き	

☆生徒・保護者への情報提供 …… HP、クラスルームへの情報発信、電話を活用

☆生徒、保護者の安否確認 …… クラスルーム、電話を活用

☆教職員の安否確認 …… 電話、SMS、LINE 等を利用

(4)大地震・大規模噴火時の対応策

1 震度5以上の大震災・大噴火が発生した場合の動き

(1) 生徒が学校にいる場合(部活動・模試・講習・検定等も含む)

1カ所に避難 → 校舎内施設等および町内状況調査

→ 震度5以上の震災時には、

原則として以降の授業、その他一切の活動を取りやめる。

翌日以降の授業等については、学校からの連絡、HPの連絡に従う。

ア 町内で大規模火災の発生がなく、徒歩での移動に支障はない

→ 帰宅可能生徒(徒歩・自転車通学)は帰宅させる。

自家用車通学生等は学校待機(保護者に迎えを依頼、引き渡し)

(ア)町営バス運行続行

→ バス通学生も帰宅させる。

(イ)町営バス運休

→ 学校待機(保護者に迎えを依頼、引き渡し)

イ 穂別地区で大規模火災が発生、道路状況に被害あり

→ 全員学校待機

徒歩通学の生徒は状況改善後下校

その他の生徒は状況が改善されるまで学校待機を保護者に連絡

迎えに来られる状況になった時点での迎えを依頼、引き渡し

ウ 学校被災(校舎崩壊・火災発生)

→ 生徒の避難・待機場所は穂別小学校、職員の業務推進場所は穂別支所

(2) 生徒が学校にいない場合(登校前)

生徒は自宅待機 → 早朝に発生の場合は当日のすべての活動は取りやめる。

翌日以降の授業等については、学校からの連絡、HPの連絡に従う。

(3) 通学(登下校)途中に起きた場合

基本的には自宅に帰る → 当日のすべての活動は取りやめる。

翌日以降の授業等については、学校からの連絡、HPの連絡に従う。

ア 町営バス乗車中 → 運転手の指示に従い避難する。

イ 歩行中 → 危険を察知したら身体を守る行動を取り、近くの建物に一次避難する。

※ 自宅の方が被災状況のひどい場合や明らかに学校の方が近い場合は学校に避難し、学校の指示に従う。

* 授業日は担任が、授業日以外は部顧問・講師等が当日の生徒掌握を行う。

* 夜間・週休日等に発生した場合、翌勤務日までに担任が生徒の状況掌握を行う。

2 職員の対応

災害発生当日

- ①生徒の安全確保を最優先事項として行動する。
- ②生徒の状況が落ち着いてから、自宅の対応をする。
- ③災害対策本部は校長室とし、管理職・分掌部長が詰める。
- ④副担任は職員室に待機し、本部、現場との連絡調整を行い、担任に必要な指示を与え生徒情報を集約する。
- ⑤校舎・施設等については事務が主管し、必要に応じて教職員が手伝う。
- ⑥救護室は保健室とし、養護教諭、必要に応じて学年付きが対応する。
- ⑦避難場所として、生徒の安全確保を優先しつつ避難民を受け入れる。
- ⑧町外居住で交通障害等で出勤不能な場合、管理職に連絡を入れる。

災害応急対策業務(被災時の即応)

- ・生徒・教職員の安全確保 ・負傷者等の確認 ・避難誘導、人員確認
- ・火災対応 ・応急救護、医療機関への連絡搬送 ・避難場所、避難経路の安全確認

災害応急対策業務(避難後すぐに開始する)

- ・学校災害対策本部の設置 ・生徒・教職員の人的被害状況の把握
- ・施設、設備の被害状況の把握 ・電気等のライフライン・通信回線の確認
- ・地域全体の被害状況の把握 ・被害状況等の教育局への報告(速報)
- ・通学路の安全確認 ・町のバスの運行状況の把握
- ・生徒の下校、引き渡し(待機) ・不在生徒・教職員の安否確認

(2) 週休日・夜間等の地震発生時の職員の対応

	管理職	町内在住職員	町外在住職員	在勤職員
震度3以下	特別な情報がある場合は学校集合	なし	なし	校舎内の確認 被害発生時は管理職に連絡
震度4	学校参集状況を把握し必要な対応を行う	状況に応じて参集を求める場合あり	なし	校舎内の確認 被害発生時は管理職に連絡
震度5以上	学校参集対策本部の設置 情報収集と対応判断・指示	学校参集校舎内の状況把握と本部の指示により必要な対応活動を行う 担任は生徒の被災状況について情報収集	翌勤務日まで自宅待機 担任は生徒の被災状況について情報収集	生徒避難等の指示と状況把握 救護活動 帰宅生徒の確認 管理職への引継ぎ 避難所開設支援

※交通障害等で出勤不能な場合は、管理職に連絡を入れる。

※担任は非常持ち出しを作成し、家庭との連絡方法を共有化しておく。

3 避難所開設協力

校長は、むかわ町災害対策本部より避難所開設する旨の連絡を受けた場合、下記の対応を行う。

項目	担当	担当業務の内容等
①施設等の点検	事務長 業務員	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が避難所として使用可能か否かを点検する。 ・判断が難しい場合については、早急に町に連絡し、技師等の専門家に判断を依頼する。 ・町の災害対策本部に連絡し、指示を受ける。 ・校舎等が危険でしようできない場合は、校舎等を立ち入り禁止とし、その旨を町の災害対策本部に連絡する。
②利用区域の設定表示と管理	教頭 生徒指導部長	<ul style="list-style-type: none"> ・一般避難者の利用区域及び立ち入り禁止箇所(危険区域、学校教育活動区域等)を設定し、張り紙等で表示する。 ・避難所の使用可能区域の設定にあたっては、生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、生徒と避難者のスペースや動線を分ける。
③避難者の受け入れ準備	事務職員 業務員	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館などの避難所使用区域の破損ガラス、器具の散乱などを整理し、避難所として使用可能な状態とする。 ・トイレ、シャワー施設の解錠、点検を行う。
④避難者の受け入れ	教頭 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿により、受付を行う。 ・負傷者の確認と応急処置を行う。(身体が不自由な方や用事等の災害時要援護者に充分配慮する。)
⑤避難所の組織づくり	教頭 事務長	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災担当者や地域の代表者が到着した後は、避難所の運営組織づくりに協力する。

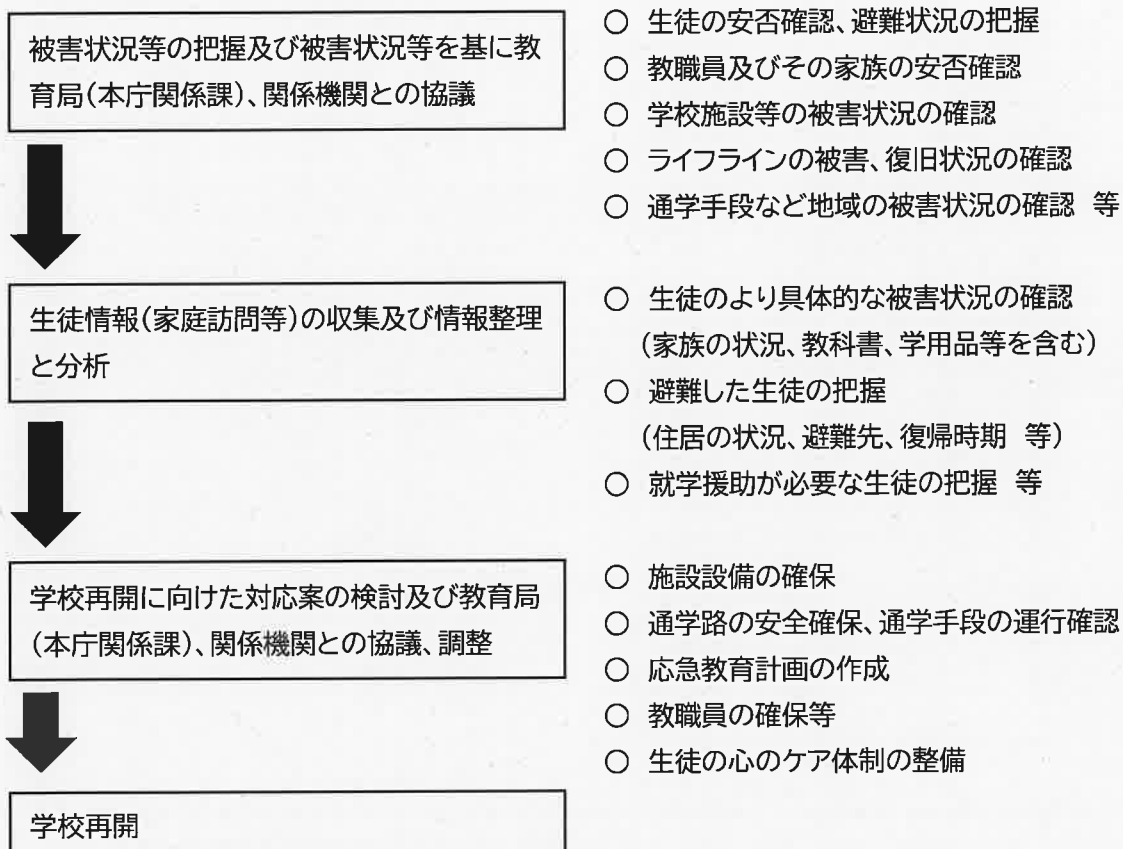
4 学校再開に向けて

(1)業務執行環境等の確保

項目	業務内容・留意事項
①校舎等の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校施設の防災安全点検マニュアル」(H17年4月北海道教育庁企画総務部学校施設課作成)に基づき点検を行う。 ・既存の図面に危険箇所を表示し、職員に周知する。 ・危険箇所への立ち入り禁止の表示等を行う。
②執務室の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室の被害を軽減するため、予めガラスの飛散防止措置やオフィス家具等の転倒防止措置の実施など、執務環境確保に努める。 ・校舎の全てが使用できない場合の代替施設候補を町と協議する。 ・各室の防火・防災担当責任者は、執務室(校長室、職員室、事務室等)の被災状況と使用の可否を判断し、校長に報告する。 ・執務室がしようできない場合、代替室を確保する。
③電源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・停電した場合に使用できなくなる設備、機器等を確認する。 ・非常用自家発電機や予備バッテリーがある場合は、予め業務の優先度に応じ使用機器を厳選しておき、優先度の高い機器のみ使用する。
④水の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・断水した場合の備え、予め受水槽や高架水槽の残留水の使用を検討。 ・トイレを使用禁止とした状態での受水槽や高架水槽の残留水の使用可能日数等を予め確認する。 ・断水した場合は、町に復旧予定等の状況を確認する。

	・受水槽や高架水槽の残留水を節約するため、使用可能なトイレや洗面所の使用を必要最低限とし、それ以外は使用禁止とする。
⑤通信手段の確保	・一般電話回線が使用可能な場合は、災害時有線電話により関係機関等との通信を確保する。 ・携帯電話、メール、SMS が使用可能な場合は、それを活用し関係機関との通信を確保する。
⑥暖房の確保	・配管設備の損傷や停電により、暖房用ボイラーが使用不可能な場合は、予備暖房等の手配を行う。
⑦非常災害時要物資の確保	・非常災害時要物資(照明、水、食料、暖房、毛布等)を予め準備(備蓄)するほか、不足した場合の確保について、町への要請などの手配を行う。

(2) 学校再開に向けた対応の主な流れ



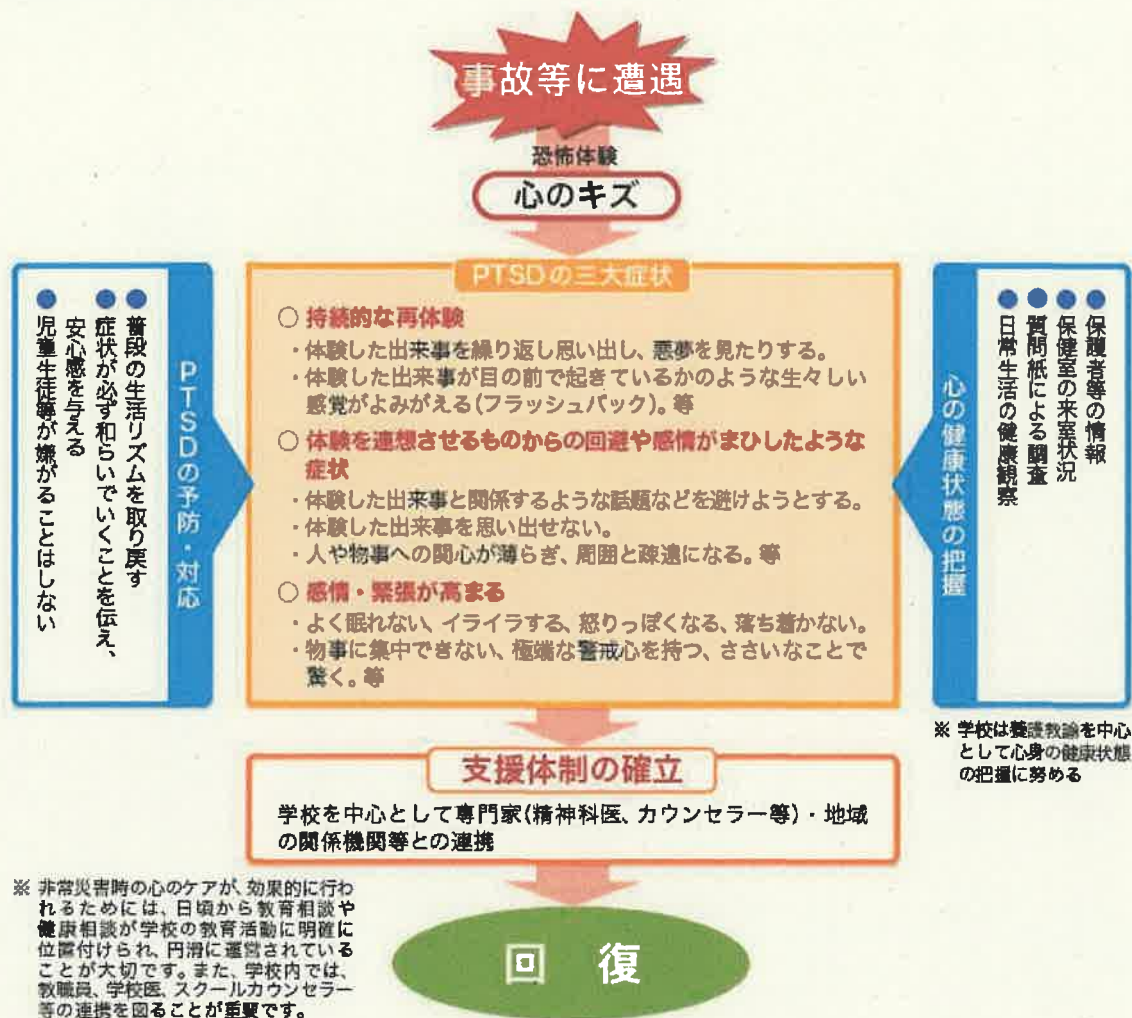
※学校再開に向けた対応の検討にあたって、校長は教育局(本庁関係課)や関係機関と充分にお協議の上、決定する。また、校長は全ての生徒、保護者に対し、授業再開の時期や見直しなどについて、グーグルクラスルームや電話連絡、HP への掲載等により周知する。

5 報告について

報告にあたっては、「被害状況等報告書(速報)」にて教育局へ報告する。

6 生徒へのケアについて

生徒は、危機に直面すると恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、心身の健康問題が現れる。ほとんどは時間の経過とともに薄れていくが、「心的外傷後ストレス障害(PTSD)」などに移行する場合もあるため、危機発生直後から生徒や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切である。



○学校再開後の対応

- ・健康アンケートの実施
- ・必要に応じ生徒、保護者から健康状況、生活状況等を聞き取り、関係機関と連携する。

○生徒相談……「みんなのへや」などを活用

※教員側から設定した相談の場合は、授業時間においても欠課扱いをしない。

○外部相談機関

スクールカウンセラー 河岸先生 0123-22-3331(千歳市)
 穂別診療所 夏目先生、中塚先生 0145-45-2121

(5)大雨・台風・暴風雪等による気象条件悪化(震災を除く)への対応

1 臨時休業、授業繰り上げ・繰り下げ等の目安

気象庁キキクル(危険度分布) ↓

(1)むかわ町において以下の情報が発表された場合

避難指示。河川氾濫と大雨についてはレベル3警報(避難準備情報に相当)、レベル4危険警報、レベル5特別警報。土砂災害についてはレベル4危険警報(土砂災害警戒情報に相当)、レベル5特別警報。気象防災速報の記録的短時間大雨と線状降水帯発生。



(2)むかわ町を対象に特別警報が発令された場合

レベル5特別警報(氾濫、大雨、土砂災害、高潮)、大雪、暴風、暴風雪、波浪。

(3)むかわ町に気象庁防災気象情報による大雨・大雪・暴風等の警報が出された場合

(4)学校近辺で下記の現象が生じた場合

竜巻発生による被害が生じた場合、長時間にわたり雹が降った場合

(5)その他 学校近辺で身体に危険を感じるような気象状況が発生したと判断した場合

図1 気象庁新しい防災気象情報(令和8年度6月から運用)

	河川氾濫 1 幾河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のかけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! > -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

2 対応・公表方法等

(1)前日(翌日の午前中まで見込まれる状況であった場合に限る)～登校前までの発令等

1-(1)(2)(3)の状況の場合、臨時休校とする。

ただし天候が回復し通学路等の復旧が見込まれる場合は授業の繰り下げとする。

*復旧の見込みが12:00頃までの場合…5h以降の授業を実施(終了時間変更有)

*復旧の見込みが12:00を超える場合…終日休業

ア 公表方法等

前日⇒課業日に限り15:15までに決定した場合、ホームルームで周知し、HPに掲載する。

前日=課業日の15:15以降、週休日・祝日等に決定した場合、HPに掲載し、学校から連絡をする。

イ 保護者より自宅所在地の気象条件により登校できないとの連絡があった場合は、対象生徒は自宅待機(自宅学習)とする。

(2)当日の繰り上げ放課

* 授業開始後、上記の1-(1)~(5)の状況が発生した場合、授業を中断して放課する。

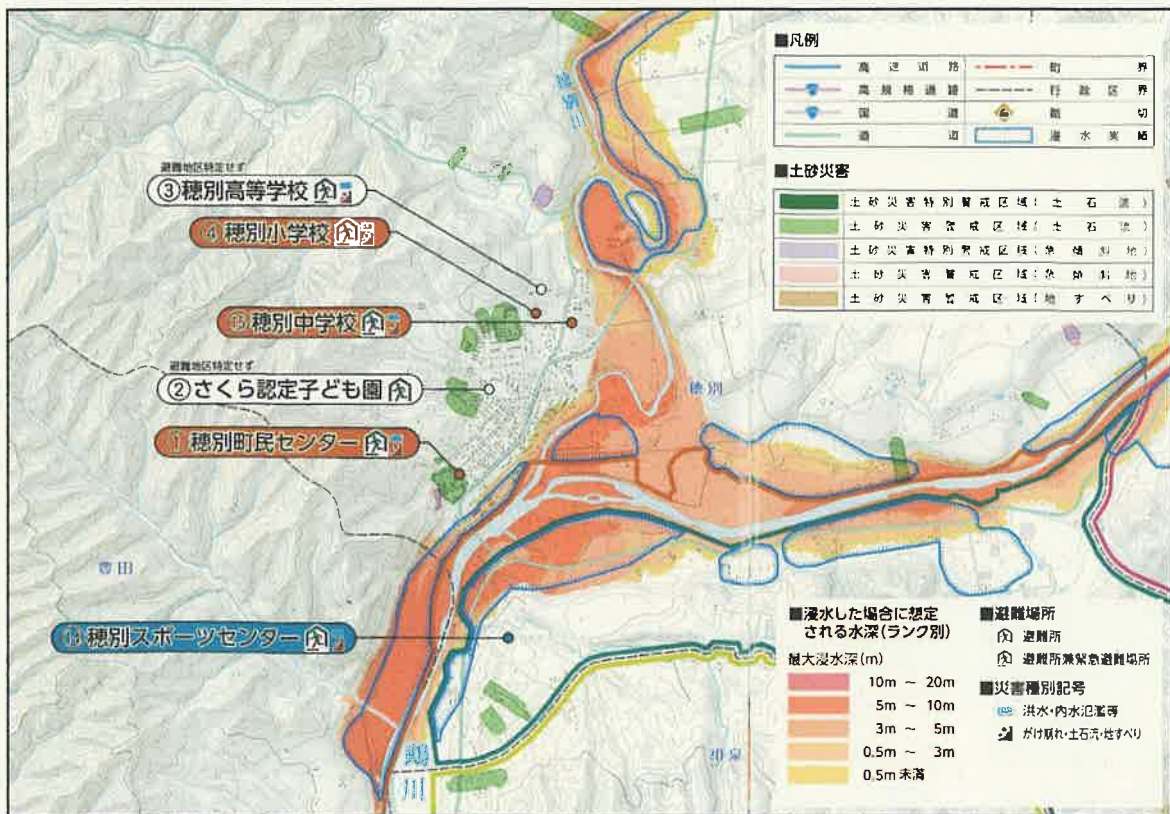
* 生徒の安全確保を最優先とし、放課時間や帰宅手段等の指示を出す。なお、下校方法、通学距離等により、安全に下校させることができないと判断した場合は、学校待機とすることもある。

3 洪水・土砂災害に備えて

(1)洪水

穂別高校の校地や穂別地区市街地のほとんどは、鶴川や穂別川の堤防決壊による「浸水想定地域」には含まれていない。しかし、市街地以外の鶴川流域には浸水想定地域があるため、鶴川流域のレベル3河川氾濫警報が発表された場合には、関係機関から情報を収集し、登下校時には危険を避けるルートをとるように指導する。また、関係機関との協議により安全な下校が難しいと判断される場合には、学校待機とすることもある。

図2 浸水想定区域(むかわ町「洪水ハザードマップ」より)



(2)土砂災害

本校校地は、土砂災害警戒地域には含まれず、本校校地が土砂災害に遭う可能性は比較的低い。しかし、本校西側の穂別市街地には土砂災害警戒区域に指定されている地域もあり、登下校時の安全確保が必要である。穂別地区にレベル3土砂災害警報が発令された場合は、関係機関から情報を収集し、登下校時には危険を避けるルートをとるように指導する。また、関係機関との協議により安全な下校が難しいと判断される場合には、学校待機とすることもある。

さらに本校校舎にとどまることが危険であると判断される場合には穂別小学校が避難場所となる。

その場合校舎西側の道路は土砂災害警戒区域に隣接しているため、図3に示されるとおり校舎西側（中学校側）の道路を通過して避難する。なお、避難する場合は事前に教職員が避難路の安全を確認する。

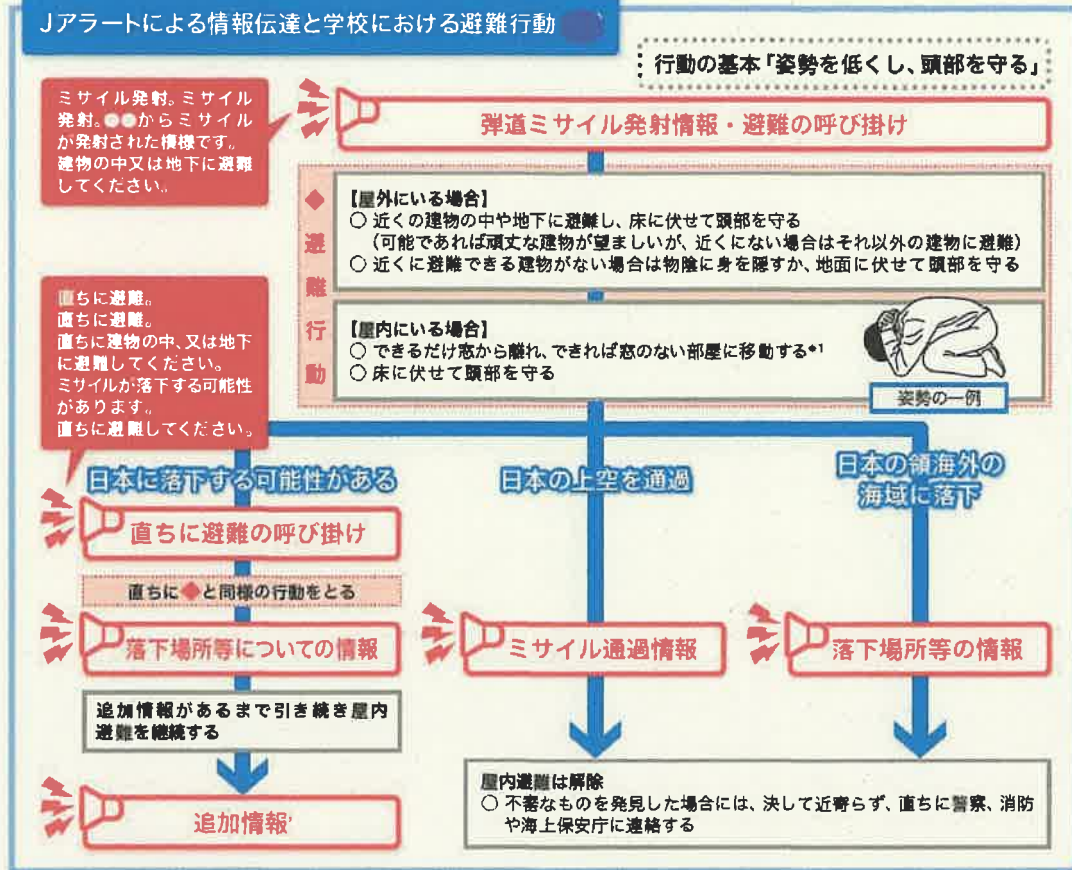
図3 本校周辺の土砂災害警戒区域



図4 本校からの穂別小学校への避難経路



(6) Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応



【学校での対応】

	在校中	校外活動中	登下校中	登校前
	Jアラートを通じ緊急情報が発信			
発生時の対応	<p>【校舎内】 窓から離れ床に伏せ、頭部を守る行動を取る</p> <p>【校舎外】 近くの建物の中や物陰に身を隠し地面に伏せ、頭部を守る行動を取る</p>	<p>・直ちに頑丈な建物や地下に避難する</p>	<p>・エリアメールや防災無線等からの情報に基づき、生徒自らの判断で避難行動を取る</p> <p>・電車、バス等の公共交通機関では乗務員の指示に従う</p>	<p>・安全確認が取れるまで自宅待機</p>
学校の対応	<p>【事前の準備・指導】 ・避難行動や連絡方法についてあらかじめ指導しておく ・臨時休業については、学校と学校設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ定めておく</p> <p>【登校、授業等の再開について】 弾道ミサイル発射のJアラートの場合、上空通過、領海外海域への落下を持って避難解除を意味するため、日常生活に戻り、登校や授業を開始することが可能</p>			

(7) ヒグマの出没について

	在校中	登下校中	登校前
発生時の対応	近隣にヒグマ出沒		
	【管理職】 ・警察、教育局等の関係機関と連携して正確な情報を収集し、指導、助言を受ける ・生徒の安全確保に向けた対応を検討し、教職員と情報を共有する ・情報収集については、発見の初期段階から終息まで途中経過も含めてきめ細かく行う		
	【屋外での活動】 ・安全確保が保障できない場合は中止する ・実施する場合であっても、教職員の見守りを強化する	【通学路に出没の可能性有】 教職員は自動車など安全確保できる方法で見回りを行い、生徒を発見した場合は緊急的な避難措置を講じる	【保護者連絡】 通学路に危険性がある場合は自家用車での送迎、臨時休業又はオンライン授業等を検討し、保護者からの理解を得られるよう努める
	通学路に出没する可能性がある場合は保護者に直接引き渡して下校		

(8) 個人情報の保護について

平時より法令を遵守し、個人情報の取り扱いには細心の注意を払う。

【個別の案件について】

状況の把握

- ・保護者から生徒の個人情報(在籍、住所、電話番号、写真等)について配慮を求められた場合、校長は、当該保護者から経緯等を把握するとともに、保護者の理解を得て、関係職員と情報を共有し、以後の対応について確認する。

学校の対応

- ・生徒への対応について、サポート体制を構築し、保護者の理解を得ておく。
- ・名札、写真、卒業アルバム、ホームページへの掲載など、個人が特定されないよう配慮する。
- ・外部からの電話や来客についても注意を払う。
- ・必要に応じて、管理職は教育局へ報告し、対応策等について指導、助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

生徒への対応

- ・心のケアのため、スクールカウンセラー等による面談を行う。

日常的な配慮

- ・スマートフォンや SNS 等の安全な使用に関する講習等を通じ、学校全体で個人情報の保護についての教育を推進していく。

(9) 日常の備え

1 防災に関する安全教育の充実

防災意識の高揚 …… 避難訓練や各教科等、日常の指導を通して避難方法や避難場所の確認を行うなど、安全教育の充実を図る。また、緊急時の学校対応、生徒、保護者への連絡(学校ホームページ、グーグルクラスルーム、電話等)等についての周知。

2 防災環境の整備と被災時への備え

日常の点検と被災時のバックアップ

- ・校舎(執務室・教室) → 管理責任者が定期的に設備点検を実施
- ・電源 → 電源の確保、サーバーデータのバックアップ作成
- ・水 → 断水時の利用制限、使用可能量等の確認、緊急時の給水体制
- ・通信手段 → 停電時への対応、情報入手手段の確保、電話回線の使用制限
- ・暖房施設 → 予備暖房の確保、体育館トイレ、シャワー設備の日常点検
- ・防火設備 → 防災機器、消火器等の使用方法の確認と日常点検

3 重要書類の保管と管理、非常持ち出し

教務部長 (職員室)	指導要録 出席簿 生徒名簿(連絡先) (入学者選抜関係書類) ほか
事務職員 (事務室)	卒業証書台帳 修了証書台帳
養護教諭 (保健室)	生徒健康診断票 学校医・学校歯科医・学校薬剤師執務記録簿 ほか
事務・管理関係 (事務室)	学校沿革史 職員人事記録カード 出勤簿 財産台帳 公印 財務関係書類 ほか

4 生徒の下校、引き渡し、待機の判断について

生徒の下校、引き渡し、待機の判断基準	対応
下記の全ての条件を満たす場合 ＊震度4以下、津波警報、大津波警報の発表なし ＊大雨等に関する警戒レベルのうちレベル3(高齢者等避難)以上の発令なし ＊大雨警報(土砂災害)、洪水警報の発表なし ＊今後○時間内に大雨、土砂災害、洪水の危険性なし ＊各種情報源の情報より学区内に被害発生なしと判断 ＊担当教員の巡回により、通学路の安全確認済み	下校 (集団)

<p>下記のすべての条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> *震度 5 以上の地震 *津波警報、大津波警報の発表なし *大雨等に関する警戒レベルのうちレベル4(避難指示)以上の発令なし *各種情報源から得た情報により、学区内の全体にわたる大規模な被害の発生はなしと判断される *不審者の身柄拘束済み 	<p>保護者への引き渡し</p>
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> *津波警報または大津波警報の発表 *大雨等に関する警戒レベルのうちレベル5(緊急安全確保)の発令 *雷ナウキャストで活動度4の発表 *竜巻注意情報の発表 *校区内での凶器を持った不審者、犯罪者が活動中(身柄拘束未了) 	<p>待機 (宿泊)</p>

